

[事案 24-187] 入院給付金支払請求

・平成 25 年 5 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

免責事項に該当することを理由に入院、手術、特定損傷給付金が支払われないことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 24 年 4 月に、被保険者が学生寮の 5 階から転落して、入院、手術による治療を受けたため給付金を請求したが、約款上の免責事項である「被保険者の重大な過失」に該当するとの理由により給付金が支払われなかった。しかしながら、事故直後の警察の調査等で偶発的に起きたことが明らかであること、満 15 歳という年齢であること、他社は全額支払いがなされていること等から、給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 学生寮は、地上 5 階の転落地点から落下地点まで約 17 メートル、窓と窓の間隔は 1.2 メートルあり、窓の外側には、手すり・柵等の落下防止設備は設置されていない。
- (2) 被保険者は友人を驚かせる目的で深夜、学生寮の 5 階の窓から隣室への侵入を試みており、被保険者は前日に学生寮 2 階の自室で予行演習を行っており、深夜に窓伝いに隣室へ移動し友人を驚かそうと計画した行為であり、偶発的に起きた事象ではない。
- (3) 学校関係者より、「日頃から窓に腰を掛けることや窓に近づくことなどについては、ホームルームを通じて注意している」「生徒がどのような行動をとるかは予測がつかないが、もし今回のようなことをすることが予見できれば阻止する」とのコメントを得ている。
- (4) 以上の事実より、満 15 歳以上という危険性に関する判断能力を有している被保険者の重大な過失が認められることは明らかである。
- (5) 収集する情報や支払基準等は保険会社ごとに異なることから、他社が支払った事実をもって当社が支払うべき理由とはならない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により、本件は指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にて理由を明らかにして裁定手続を打切ることとした。

- (1) 約款上の「重大な過失」をどのように理解すべきかについては、判例・学説においても見解が分かれており、いずれの見解によるにしても、まずは詳細な事実の認定が前提となる。
- (2) 事故現場の客観的な状況、天候、行為者の身体状況や運動能力、判断能力、動機、過去の行動、学校関係者の目撃状況や認識、過去の類似事例の有無や学校の指導内容、その他の事実の認定から判断しなければならないが、本件においては、上記事実を認定する証拠は、申立人作成の報告書があるのみで、他に事実を認定するに足る証拠はない。
- (3) 本来、免責事由の存在は保険会社が証明すべきものであるが、提出文書によると、申立人において、学校等への調査を拒否していた経緯もあり、証拠の不存在は一概に保険会社に責任があるとも言い切れない。
- (4) また、かかる事実の認定は、当事者の反対尋問権が保障され、宣誓した上での虚偽の陳述

には、証人については偽証罪、当事者については過料の制裁が課される裁判所（訴訟）における証拠調べ手続きにより行うことが適当であり、そのような制度がない裁判外紛争解決機関である当審査会において行うことは著しく困難である。

- (5) なお、申立人は、他の保険会社が給付金を支払ったことを申立理由の一つとしているが、約款をどのように弾力的に解釈・運用するかということは、一定の合理性が認められる限り各保険会社の判断に委ねられるべきものであり、他社の支払の有無をもって保険会社の判断が不当であるとの根拠とすることはできない。
- (6) よって、当審査会は、本件については、上記手続を有する訴訟において解決することが相当と考える。